税制調查会(第7回総会)議事録

日 時:令和4年1月20日(木)10時00分

場 所:WEB会議(財務省第3特別会議室を含む)

○事務局

事務局でございます。本日、オンラインで参加されています中里会長から、冒頭、 御発言をお願いいたします。

〇中里会長

今日は所用があり、会場に出かけることができませんので、オンラインで参加させていただきます。司会その他は神野会長代理にお願いしますので、よろしくお願いいたします。

○神野会長代理

ただいま中里会長から御説明がございましたように、本日は会長代理の私、神野が司会を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから第7回税制調査会を開会いたします。

今回が本年最初の税制調査会となります。今年も委員の皆様方には、多くの御尽力をお願いすることになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

本日も引き続きオンラインの会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧については、お手元に既に準備させていただいておりますので、 御参照いただければと思いますが、現在、全員との接続が確認できております。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしている 事務局の電話番号に、御連絡をいただければ対応をさせていただきます。

なお、プレスの方々には、密回避のため、別室にてリアルタイムで、会議の模様を 御覧いただくことにしております。加えて、インターネットでのリアルタイム中継も 行っておりますので、その点もお含み置きください。

本日の議題ですが、令和4年度税制改正の内容について、事務局から御報告をいた だくこととしております。

カメラの皆様方、大変恐縮でございますが、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○神野会長代理

それでは、令和4年度税制改正の概要について、財務省と総務省からそれぞれ御報告を頂戴したいと思います。まず、財務省主税局の寺﨑調査課長から説明をお願いします。

○寺﨑主税局調査課長

国税関係について、資料総7-1「令和4年度税制改正について」に沿って、私から御説明申し上げます。

2ページ目の目次に、本日御説明をする令和4年度税制改正についての主要事項を 挙げております。「積極的な賃上げ等を促すための措置(賃上げ促進税制)」、「オ ープンイノベーション促進税制の拡充」、「住宅ローン控除等の見直し」、「円滑・ 適正な納税のための環境整備」でございます。このうち特に大きな改正が、賃上げ促 進税制及び住宅ローン控除等の見直しですので、本日はこの二つについて検討の背景 も含めて御説明したいと思います。

4ページ目は「2022年春闘に向けた賃上げ期待の表明について」です。こちらは、令和3年11月26日の「新しい資本主義実現会議」における岸田内閣総理大臣の御発言ですが、「業績がコロナ前の水準に回復した企業について、3パーセントを超える賃上げを期待」、それから、「2019年2.18%、2020年2.0%、2021年1.86%と低下する賃上げの水準を思い切って一気に反転させ」といった御発言があり、政府全体でこういった方針で臨むということで、令和4年度税制改正においてもこの御発言を踏まえた対応を行いました。

5ページ目は令和4年度税制改正の賃上げ促進税制の概要です。まず、大企業について、一人一人の賃金を確実に上げていただくという観点から、継続雇用者に対する給与支払総額を対前年度比で3パーセント以上増やすことがベースの条件にあり、税額控除率が15パーセント。さらに、賃上げに積極的な企業ということで、給与支払総額を対前年度比で4パーセント以上増やしていただくと税額控除率10パーセントの上乗せ。それから、人的投資が大切ということで、教育訓練費を対前年度比で2割以上増やしていただくと税額控除率5パーセントの上乗せをして、税額控除率が最大30パーセントになる仕組みになっております。

今回、特徴的な取組として、一定規模以上の企業(資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上)は、マルチステークホルダー経営宣言、具体的には、従業員に対する人的投資、持続的な賃上げ、下請けなどの取引先に対する適正な取引などを実施することを宣言していただくことが今回の税制措置を受ける条件になっています。

中小企業については雇用の受け皿になっていることも踏まえて、全雇用者に対する 給与支払総額を対前年度比で1.5パーセント以上増やすことがベースの条件であり、税 額控除率は15パーセントになっております。その上で、給与支払総額を対前年度比で 2.5パーセント以上増やしていただくと税額控除率15パーセントの上乗せ。さらに教育 訓練費を対前年度比で1割以上増やしていただくと税額控除率10パーセントの上乗せ をして、最大40パーセントの税額控除率になる制度になっています。

6ページ目は先ほど申し上げたマルチステークホルダー経営宣言についてです。具体的には、従業員に対する持続的な賃上げや、教育訓練などの人的投資を行うこと、下請先を含む取引先に対する取引適正化などの配慮を行うことなどを、適用法人が自ら宣言することになっています。適用法人が宣言をHPに公表したことを経済産業省に

届け出て、経済産業省が届出の受領書を発行し、さらに適用法人が申告書に受領書の写しを添付することで、今回の税制措置を受けられる仕組みになっています。

7、8ページ目は、今申し上げたことを表にしているだけですので、続いて9ページ目を御覧ください。

今回、賃上げ促進税制を議論する中で、やはり賃上げに対する税制措置だけでなく、 賃上げや国内投資に積極的でない企業については、賃上げ等を促すような措置は必要 ないのではないかといった御議論がありました。現行制度では、所得金額が前年度の 所得金額を超える場合であって、かつ、継続雇用者の給与総額が前年度の継続雇用者 の給与総額以下の場合で、かつ、国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額以 下の場合には、研究開発税制などの租税特別措置を不適用とするといった制度があり ます。

今回、それに追加して、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用従業員数が1,000 人以上の場合であって、前年度の所得金額がゼロを超える(黒字)場合、かつ、所得 金額が前年度の所得金額を超える場合には、継続雇用者に対する給与総額の対前年度 増加割合が1パーセント未満であり、国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金 額以下の場合も、不適用措置の対象に含めることで、適用対象が広がっています。

10ページ目以降に今回の賃上げ税制の見直しの背景となった資料を幾つか載せています。

10ページ目は平均賃金の国際比較についてです。よく言われることですが、1990年 以降、日本の賃金は実質的にはあまり伸びておらず、1990年時点で日本を下回ってい た国には追い抜かれ、米国やドイツなどには大きく水をあけられているのが現状です。

11ページ目ですが、その背景として、人的投資が伸びていないことが指摘されています。0FF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに大きな変化が見られず、むしろ近年は減少傾向にあります。さらに、0FF-JT支出及び自己啓発支援支出ともに行っていない企業も一定程度存在します。

12ページ目は人的投資を含む無形資産投資の推移についてです。無形資産投資の対GDP比の推移について、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、フィンランド、こういった国の中で日本の無形資産の水準は決して高くない状況です。そのうち、特に経済的競争力投資について、こちらには人材投資や経営組織改革投資が含まれますが、こういった投資についてはこれらの国の中で日本が最低水準であって、かつ、伸びてもいない状況です。

13ページ目ですが、マークアップ率の推移について、日本は1980年時点では米国、 英国、フランス、ドイツなどの国とそれほど大きな差がありませんでしたが、2016年 時点になると、米国や英国には大きく水をあけられているのが現状で、付加価値の高 い生産が行われていないということです。

14ページ目ですが、こういった状況の中で、岸田内閣総理大臣が令和3年10月8日

の所信表明演説において、「企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従 業員も、取引先も恩恵を受けられる『三方良し』の経営を行うことが重要」であると おっしゃられました。

15ページ目は、こういったことを踏まえて、今回の賃上げ促進税制を検討するに当たっての考え方を図示したものです。左側の企業のところですが、収益を賃金、教育訓練費という形で従業員に還元していただき、その結果として人的資本が蓄積されて、労働分配率も向上する。さらに、物件費、委託費という形で支払われる、下請けなどの取引先に対する取引を適正化していただき、その結果として取引先における好循環の基礎をつくっていただく。さらに、利益の処分として、イノベーション、トランスフォーメーションといったものを生み出す無形・有形資産を獲得して、マークアップ率の向上につなげていただく。さらに、社会保険料、法人税という形で政府にお納めいただくことで、政府が行う研究開発支援、リカレント教育、セーフティネットの提供などに対して資金面で御協力いただくことで好循環を回していく。結果として、企業の将来の収益増につなげていただきたいという考え方です。

16ページ目は令和4年度与党税制改正大綱の抜粋です。今申し上げたことの基本的な考え方が書いてあります。

最終段落ですが、「このような認識の下、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り組む企業に対しては真に有効な支援を行う」、それから、「十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行う。」、このような認識に立って来年以降も取り組んでいくといった方針が示されています。

18ページ目はオープンイノベーション促進税制の見直しについてです。オープンイノベーション促進税制は令和2年度税制改正で創設されましたが、事業会社がスタートアップ企業に出資を行った場合、その出資額の25パーセントまでを事業会社の所得金額から控除できる制度です。今回この制度は、2年間の延長とさらに使い勝手を良くする見直しを行っています。一つ目は、対象となるベンチャー企業の要件拡大ということで、現行は設立後10年未満となっておりますが、研究開発型ベンチャー企業については設立後15年未満に見直しを行っています。二つ目は、現行は出資後5年間株式を保有していただく必要がありますが、3年間に短縮する見直しを行っています。

19ページ目以降は住宅ローン控除についてです。

20ページ目は国土交通省作成資料ですが、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方の概要」ということで、基本的な住宅政策の進め方が記されています。「2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿」ということで、省エネの徹底・再生可能エネルギーの導入について、基本的な姿が示されています。

21ページ目は具体的な進め方について書かれています。赤囲みを御覧いただくと、まず、省エネ性能を底上げするボトムアップの施策として、住宅を含む省エネ基準への適合義務化を2025年度までに行うこと。それから、住宅ローン控除も含まれますが、新築に対する支援措置について省エネ基準適合を要件化すること。さらに、ボリュームゾーンのレベルアップの施策として、長期優良住宅、低炭素建築物等の認定基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ、整合させること。今回の住宅ローン控除の見直しに当たっては、こういった脱炭素・省エネといった文脈の中で検討する必要がありました。

22ページ目はその他の論点として会計検査院からの指摘についてです。住宅ローン控除の控除率は、現行は年末のローン残高の1パーセントですが、現下の低金利の環境下で1パーセントを下回る借入金利で住宅ローンを借りている方が相当数いらっしゃるのではないか、結果として年末にたくさんローンを抱えていたほうが有利になるという、いわば逆ざやのような現象が起きているということで、会計検査院からも控除の見直しが指摘されていました。以上の二つの論点を中心に検討を行い、その結果である今回の改正内容が23ページ目です。

まず、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた措置として、省エネ性能等の高い認定住宅などについて借入限度額を上乗せします。具体的には、見直し前は、借入限度額については、新築住宅のうち認定住宅が5,000万円、一般住宅が4,000万円であったところ、見直し後は、認定住宅が5,000万円、その他の住宅(省エネ基準を満たさない住宅)を3,000万円とし、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅といった省エネ基準に適合した住宅に対して借入限度額を上乗せする見直しを行っております。さらに、令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅については、省エネ基準への適合を要件化します。

もう一つの論点は、会計検査院から指摘を受けておりました控除率の見直しです。 こちらについては、控除率を現行の1パーセントから0.7パーセントにします。一方で、 控除率0.7パーセントで控除期間10年のままでは、全体として控除できる金額が大きく 減る方もおられるのではないかということで、新築住宅などについて控除期間を13年 に上乗せします。

24ページ目は住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置についてです。非課税限度額は、消費税率10パーセントへの引上げに伴い、現行は500万円の上乗せで総額1,500万円となっていますが、今回その上乗せをなくし限度額を1,000万円とします。

25ページ目以降で納税環境整備の話を幾つか御紹介します。

26ページ目は、税理士制度の見直しということで、主なものを申し上げますと、今回、税理士法を改正し、税理士業務のICT化を進めるなどの取組を通じて納税者利便の向上などを図るといったことを努力義務規定として設けます。また、事務所設置規制の見直しとして、コロナの影響で、税理士業務をリモートで行うという働き方のニー

ズがあったことも踏まえ、使用人や設備といった物理的な事務所判定基準の撤廃を行い、業務の場所や形態にとらわれない働き方を促進します。また、税理士試験の受験資格の見直しとして、現行、税理士試験を受けるためには、大学で一定以上の単位を取得するなどした上で、会計学2科目・税法3科目を受験する必要がありますが、今回、会計学科目の受験資格を不要化し、例えば大学1年生など若い方でも簿記資格を持たずに受験することができるよう見直しを行っております。

27ページ目は政府税制調査会の納税環境整備に関する専門家会合でも御議論いただいた話ですが、記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置ということで、納税義務者全体に占める帳簿不保存や記載不備の事業者の割合はわずかではございますが、そういった一部の方について、所得把握を十分に行えない不公平を是正するために、記帳義務の履行の程度に応じて加算税の加重を行います。

具体的な加重割合については、不記帳・不保存、また、不記帳・不保存と同視できるほど記載不備の程度が著しい場合、具体的には収入の5割以上について不記載の場合には10パーセント。年間の所得計算をするには不十分な場合、具体的には収入の3分の1以上について不記載の場合には5パーセントの加重といった制度といたします。

最後に28ページ目ですが、こちらも納税環境整備に関する専門家会合で御議論いただいた話です。税務調査の現場において、証拠書類を提出せずに簿外経費を主張される方がおられる場合、税務当局は経費の不存在を立証する必要があり非常に負担であるといった御指摘がございました。このような御指摘を踏まえて、取引の存在が、帳簿書類等から明らかではなく、かつ反面調査などにおいても明らかにされないような場合は、必要経費不算入・損金不算入とするといった見直しを行います。

国税関係は以上です。

○神野会長代理

続いて、総務省自治税務局の田辺企画課長お願いします。

○田辺自治税務局企画課長

資料総7-3「令和4年度税制改正について(地方税)」を御覧ください。地方税 関係では、固定資産税の負担調整措置の在り方について議論がございました。

4ページ目を御覧ください。固定資産税は3年に1度評価替えが行われ、基本的には、3年間はその新しい評価額に基づき課税されることになっています。評価替えが行われ、地価の上昇により評価額が上昇し、税額が上がる場合はなだらかに引き上げる。具体的には、新しい評価額の5パーセントずつ引き上げて、あるべき負担水準に近づけていくというのが負担調整措置の仕組みです。また、参考にあるように、地価の下落により、評価額が下落し税額が下がる場合は、初年度に一気に引き下げる仕組みとなっています。

5ページ目を御覧ください。昨年の令和3年度税制改正は評価替えの年に当たり、 令和3年度から5年度までの負担調整措置の在り方について議論が行われました。 令和3年度は、御承知のとおりコロナ禍での初めての年度改正の時期でもございましたし、これまで上昇傾向にあった地価がコロナ等の影響により大きく下落するのではないかという懸念もございました。

その結果として、負担調整措置については令和3年度から5年度までの間継続するとした上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置くという特別な措置が講じられました。資料では商業地等の例をモデル化していますが、商業地等以外の土地についても、令和3年度について税額が上昇する場合は、前年度と同額に据置きをする措置が講じられ、令和4年度、5年度についてはこれまでの負担調整措置が継続される仕組みが設定されました。今回の税制改正では、新評価額から5パーセント上がる令和4年度の負担調整措置の在り方について議論が行われました。

今回の税制改正においては、一昨年の12月頃に懸念されていたような地価が大きく下落するのではないかという懸念とは異なり、地価は比較的安定的な推移を見ていたところ、市町村からは固定資産税は市町村の重要な財源であり、既定の措置である5パーセント引上げの適用を求める意見があった一方、足元の経済状況を踏まえ負担の軽減を求める要望もありました。

6ページ目ですが、最終的には、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、 商業地等について、令和4年度に限り税額の上昇幅を新評価額の5パーセントから新 評価額の2.5パーセントに半減させるという特別な措置を講じることとなりました。

7ページ目以降は法人事業税関係です。

8ページ目は、先ほど主税局からも説明がありましたが、法人税における賃上げ促進税制に合わせ、法人事業税の付加価値割において、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置を講じることとしております。

9ページ目は大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直しについてです。外形標準課税対象法人(資本金1億円超の大法人)についても800万円以下の所得に対する軽減税率がありましたが、これを廃止することとしております。

10ページ目はガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しについてです。 ガス供給業は、他の一般事業と異なり収入に対して課税する仕組みとなっていましたが、昨今のガスの自由化等の状況を踏まえて、製造・小売事業について、導管部門の 法的分離の対象となる法人等、いわゆるガスの大手ですが、これらについては収入金額課税の4割を見直し、付加価値割と資本割を組み入れることとし、それ以外の法人については他の一般の事業と同様とすることとしております。

11ページ目以降は個人住民税関係です。

12ページ目は、住宅ローン控除の見直しについて、所得税から控除しきれなかった

額を個人住民税から控除する措置について延長することとしております。

13ページ目以降、納税環境整備について、eLTAXについての拡充が行われています。 14ページ目ですが、eLTAXの申告・申請については、法人を対象とする手続を中心に 拡大し、地方税法令上、対象税目を個別に規定しておりましたが、今後は納税者等が 地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものか ら順次eLTAXを利用して行うことができるよう措置を講じることとしております。

15ページ目は、eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大についてです。電子納付についても、主として法人を対象とする税目から対象税目を拡大してきましたが、令和3年度税制改正において、個人の納税者にも納付機会が多い固定資産税等4税目についても対象に追加しました。今般、地方税統一QRコードを活用した納付に係る仕組みの構築に目途がついたことから、これを契機にeLTAXを通じた電子納付の対象を全税目に拡大していきます。

16ページ目以降は主な税負担軽減措置等について触れさせていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

○神野会長代理

ただいま、令和4年度税制改正に関して、事務局から報告がありましたが、委員の 皆様方から御意見等がございましたら、頂戴したいと思いますので、御発言をいただ ければと思います。

御意見等がございます方は、「挙手ボタン」を押してください。発言順については 私から指名させていただきますので、指名された方は「ミュートボタン」を解除して 御発言ください。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

私から三点ほど申し上げます。まず、賃上げ税制についてですが、気になるのがマルチステークホルダー経営宣言の実効性です。特に、取引の適正化が項目に入っていますが、これは果たして本当に実効性があるのかどうかきちんと検証するべきだと思います。検証という点においては、これは政策税制ですので、賃上げの効果は、実際に減税を受けた企業だけではなく、ある意味波及効果を期待していると思います。つまり、ある企業が賃上げをすることによって、同じ業種の他の企業についても賃上げの圧力がかかるので、そういう波及効果も含めて検証を行うこと、PDCAサイクルをきちんと回す体制を整えることが必要だと思います。

次に、オープンイノベーション税制を含めて、新興企業・ベンチャー企業に対する 支援、あるいは産業全体の新陳代謝を促すような税制もこれから構築していく必要が あると思います。他方で私が気になるのは、政府税制調査会では長らく法人税につい ては簡素化、課税ベースを広げて税率を下げるという視点で議論を進めてきたと思い ますが、ここに来てメリハリという名の下に、かえって税制が複雑化するのではない かという懸念もあります。やはり効果検証をするだけではなく、簡素性というところ に対する配慮が必要で、研究開発税制もそうですが、中小企業にとって特に使い勝手 のいい税制になっているかどうかということについても調べる必要があると思います。

最後に、納税環境整備ですが、今回の措置は、どちらかといえば、税理士あるいは 税務署目線で、これまでの伝統的な自営業者が念頭にある措置のように思われます。 他方で、これから増えるであろうフリーランスや副業に伴う確定申告がありますので、 そういった方々に対する納税環境の整備に向けた、例えばデジタル化を含む税務の見 直しや経費の概算控除など税制上の措置も求められるのではないかと思います。

○神野会長代理

芳野特別委員、お願いします。

○芳野特別委員

令和4年度税制改正について、コロナ禍からの経済再生、人口減少社会への対応、安心・安定の社会保障の実現、第四次産業革命やカーボンニュートラル対応など、日本が抱える構造課題の解決と経済社会の持続性を実現する基盤とするに十分であるとは言い難く、税制の抜本改革に向けた議論を早急に行うべきだと考えます。特に、金融所得に対する課税強化は来年度に先送りされましたが、所得再分配機能の強化を図る上で避けて通れない重要な課題であり、将来的な総合課税化を見据えつつ、早急に税率引上げに取り組むべきであると考えます。

また、コロナ禍によって貧困の固定化や格差の拡大が進み、我が国のセーフティネットの脆弱性が浮き彫りとなっています。効果的・効率的な所得者対策として、マイナンバーを全ての銀行口座と紐づけし、正確な所得把握を通じた給付付き税額控除の仕組みを構築するとともに、真に困窮している方に迅速かつ適切なプッシュ型の給付を行うためのインフラとしても活用するべきではないかと考えます。

これらの点を含め、今後の税制調査会として、将来世代への負担のつけ回しに歯止めをかけ、持続可能で包摂的な社会の実現に向けて、税の公平性と納得性の確保をしつつ、所得再分配機能と財源調達機能を回復させるべく、あるべき税制のグランドデザインを示すための議論を進めていくことが重要であると考えます。

○神野会長代理

土居委員、お願いします。

〇土居委員

私から三点ほど申し上げます。一点目は、賃上げ促進税制について、もちろんこれだけで賃上げが進むわけではなく、経済や雇用環境なども作用すると思いますが、まずはこの税制が積極的に活用されるように、税の実務に携わっておられる方に広く周知をしていただくことが重要ではないかと思います。せっかく制度ができても、それを利用できるにもかかわらず利用されないというケースもあるように聞いておりますので、税の実務、現場の方々にもこういう仕組みをより周知していただけるとよいと

思います。

二点目は、固定資産税の負担調整について、緩やかに調整する措置を設けることになったということは、負担の平準化という意味ではよい仕組みではないかと思います。 三点目は、税制改正を多少超越する話になるかもしれませんが、与党税制改正大綱に記されている検討事項、金融所得課税、カーボンニュートラルに向けた政策パッケージなど、様々な税に関わる部分で、これから我が国においても非常に重要な案件が

取りまとめられていますので、これはもちろん与党でも御議論があると思いますが、 政府税制調査会の委員の任期があと1年ですので、中期答申に向けて、今年後半積極 的に議論を深めていく必要があるのではないかと思います。

○神野会長代理

宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

令和4年度税制改正は、オープンイノベーション促進税制の延長・拡充をはじめと して、企業改革を後押しし、新政権の目指す成長と分配の好循環の実現、新しい資本 主義の達成に寄与するものと全般的に評価しております。

その中で、まず、岸田総理のリーダーシップの下で、給与の引上げに係る税制の抜本的な強化が図れました。もとより経団連は、一昨日に公表した経営労働政策特別委員会報告でもお示ししているとおり、各企業が自社の実情に適した対応を行う賃金決定の大原則の下で、収益・成果を得た企業に対して、価値を共創する働き手の方々への適切な分配としての賃金引上げに向けた積極的な検討を求めてまいります。本税制措置の実施により、各企業の検討がさらに主体的に進められるものと考えております。次に、この税制措置の使い勝手を高め、適用の視野を広げる観点からも、マルチステークホルダー経営宣言の公表の時期及び記載内容については、企業の実情に配慮し

最後に、令和5年度税制改正では、研究開発税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制等の重要な税制措置が議論の俎上に上ると理解しております。成長と分配の好循環が持続的なものであるためには、企業の創出する付加価値を高めていくことが必要不可欠です。これを可能とするためにも、ぜひ企業の未来への投資を強力に後押しする税制の在り方について、引き続き本調査会でも議論することができればと考えております。

○神野会長代理

石井特別委員、お願いします。

た設計をぜひお願いしたいと思っております。

〇石井特別委員

まず、国税について、佐藤委員からも御指摘がありましたように、マルチステーク ホルダー経営宣言について、経済産業省に届け出るという仕組みになっておりますが、 宣言どおりのことをきちんと実現できたかどうかをきちんと評価・検証できる仕組み は必要になってくるだろうと思います。やり方はいろいろあると思いますが、この宣言を行った企業に自己評価していただいて、結果として、どのような取組を行い宣言 どおりのことをどの程度実行できたかということも事後的に宣言してもらうような仕 組みもあるでしょうし、外部が評価するという仕組みもあろうかと思います。いずれ にしても、実効性を担保できているかどうかを検証できる仕組みは何かしら入れてい ただくことが望ましいと思います。

それから、地方税ですが、申告・申請・納付、全ての手続においてeLTAXを用いることができるというのは、地方公共団体のDXの取組にも即したものになろうかと思います。ぜひこの取組を進めていただきたいと思いますが、対象者が拡大するということは個人の納税者も関わってくることになるので、周知活動も併せてきちんと取り組んでいただければということを期待しております。

○神野会長代理

大田特別委員、お願いします。

〇大田特別委員

来年度税制改正に限らず、最近、税制を政策手段として使うことがかなり増え、それも複雑な形で使うことが増えているような印象があります。もちろん政策税制が悪いわけではないですが、他の政策手段との比較・検証もなしに安易に税制を多用すべきではないと思います。したがって、政策税制を導入する場合には、二つのことを併せて実施することが必要です。一点目は、効果を必ず検証してそれを開示することです。二点目は、期限が来たら終了することです。期限を区切らないとインセンティブとしての効果はありませんので、期限を区切って一旦は停止し、どうしても必要な場合はゼロベースで再検討することが必要です。この二つの実施をお願いしたいと思います。

○神野会長代理

神津特別委員、お願いします。

○神津特別委員

円滑・適正な納税のための環境整備に、税理士制度の見直しが掲載されております。 これは平成29年9月から約4年かけてまとめ上げた日本税理士会連合会の要望をベースに、財務省主税局、国税庁と協議した結果を踏まえて、与党税制改正大綱及び政府税制改正大綱に掲載いただいたものです。関係各位の皆様に対して、この場を借りて心より御礼を申し上げたいと思います。

また、現在開かれております第208回国会での成立を目指しておりますので、引き続き御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○神野会長代理

武田委員、お願いします。

〇武田委員

二点意見を申し上げます。一点目は賃上げ促進税制についてです。日本の賃金は他国に比べて極めて低位に推移しており、これは変えていく必要があると思います。ただし、成長と所得の好循環につなげるためには、稼ぐ力をしっかり高めていくことが大切と考えます。日本は無形資産への投資が他国に比べても極端に低く、長年の蓄積の結果として稼ぐ力も低下してきているとの議論がございます。稼ぐ力に力点を置きつつ、それを賃上げにつなげる工夫が必要ではないかと考えます。

二点目は効果の見える化・検証の必要性についてです。賃上げ税制もオープンイノベーション税制も、過去から取り組まれていることと存じます。佐藤委員、大田委員からも御意見がございましたが、その効果がどうだったのか、賃金や財政に与える影響をエビデンスに基づいて評価し、うまくいかなかったことがあるならば、何を変えるべきなのか、停止すべきかどうか、こうしたことを議論し、アジャイルに政策・制度設計を見直していくことが今後必要ではないかと考えます。そのためには、エビデンス、データが必要になりますので、この点についてはぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○神野会長代理

田近特別委員、お願いします。

○田近特別委員

私からは、賃上げに係る税制として、財務省資料10ページの「平均賃金の国際比較」について議論をさせていただきます。私が指摘させていただきたいことは、これからの税制調査会での議論も踏まえて、平均賃金の国際比較について、そもそもこれはOECDのデータですよね。手短に申し上げますが、日本が長年にわたって賃金が4万ドル、約400万円で変わらない。韓国が非常に伸びていますが、私がこれからの税制調査会の議論を考えて指摘させていただきたいのは、これから実態をどう読み取るのかという議論はこのグラフだけでは到底不十分だということです。例えば、日本は高齢化が進んで高齢者の雇用が進み、女性の社会進出も進んだ。そういう要素を踏まえて、例えば20代・30代・40代・50代、その辺りの人たちの賃金はどうなっていたのだろう。正規、非正規など、職種もどうだったのだろうと。

したがって、これは非常に重要だと思いますが、このグラフから見て日本は賃金が上がらない、だから賃金引上げ促進税制だと。私も気持ちはよく分かるし、その議論は私もしているのですが、そうでなくどこが日本の賃上げの問題だったのだと。逆に言えば、韓国がどうしてこんなに伸びたのだと。恐らく最後の方は文在寅政権下で最賃法が影響したと思いますが、いずれにしても非常に重要な問題なので、OECDのデータで済ませずしっかり実像を把握して何をすべきか、これから税制調査会で議論を深めていただきたいと思います。

○神野会長代理

大竹特別委員、お願いします。

〇大竹特別委員

賃上げ促進税制の拡充について、今までの制度が効果を持ったのかどうかについて、エビデンスを下に今回拡充ということになっているのかどうか。もしなっていないのであれば、佐藤委員がおっしゃったとおり、今回の拡充策の効果検証をしっかりしていただきたいと思います。そして、マルチステークホルダー経営宣言というのは、私が専門としている行動経済学の社会規範、コミットメントに訴えるという政策ですが、コミットメントがホームページで公表されているかどうかだけでなく、アクセスしやすいところにきちんとあるかどうかというのが非常に重要なので、そこまでチェックしていただきたいと思います。

○神野会長代理

熊谷特別委員、お願いします。

○熊谷特別委員

賃上げ促進税制については一定の評価ができるということを申し上げた上で、今後の課題等について、何点かお話をさせていただきます。

一点目として、生産性を高めて持続的な賃上げを可能にするような施策が必要です。 その中で、新しい資本主義の本丸は人的投資や無形資産投資だと考えておりますので、 ここを徹底的に促進することが大きな課題です。その他にも、これは税調における議 論の枠外になる部分もございますが、デジタル化の推進、失業なき労働移動の促進、 科学技術の振興、規制改革などを断行していくことが、生産性の向上に向けた課題だ と考えます。

二点目として、賃上げ税制自体については、社会保険制度のデータを活用して、給 与総額ではなく固定給を対象にすることも考えられますので、今後の検討課題にして はいかがかと思います。

三点目として、働き方の変化に対応した税制の在り方、とりわけギグワーカーをめ ぐる税制を整備することが必要です。

四点目として、炭素税などのカーボンプライシングについてしっかりと議論をする べきです。

五点目として、やはり「全世代型社会保障改革なくして成長と分配の好循環なし」だと考えておりますので、勤労者皆保険を実現するとともに、安定的な財源の確保措置を講じて社会保障の安定化を図ること。その意味で、税と社会保障の一体改革もしくは税と給付の一体改革が必要です。

最後に、金融所得課税に関しては、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないように十分配慮すると明記されたことを評価しており、今後もし検討が行われる場合には、多角的な観点から冷静な検討が必要であると考えます。

○神野会長代理

秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

三つございまして、一つ目は人的資本に分配がなされること、すなわち報酬の水準を上げていくことは非常に重要なことだと思います。そのことによって成長と分配が回り始めると思っていますが、例えば、収益を既に上げている大きな企業で、今、余力があったとしても、継続的に報酬の水準を維持し上昇させていくということは、持続性がないと意味がないことだと思います。その一方、ぎりぎりで経営しているような中堅・中小企業は報酬を上げようにも上げる余地がない。そもそもそれはこの税制の対象にはならないのかもしれないのですが、そういった状況があります。しかし、この税のことを超えてもそういったことを実現していくためには、企業が適正な水準の利益を上げることが重要です。イノベーションが起きていないということを言われてもいますが、一方で、イノベーションが起きる、あるいは効用が増えたとしても、価格を上げられないという状況が日本には長く続いているわけで、やはりきちんとした価格で売れることによって物やサービスにふさわしい収益が上げられるということがこの前提になると思いますので、そういった社会ができることが重要だと思っており、税にかかわらず広くそういったことが訴えられると良いと思います。

二つ目に、マルチステークホルダー経営宣言はとてもよいことだと思う一方、マルチステークホルダー経営宣言をしたことで、また何らかモニタリングが来た場合に、片やコーポレートガバナンスや上場基準その他でもこういったことはありますので、多重に作業が発生しないよう、効率的に行われるよう配慮していただきたいと思います。

三つ目に、政策に踏み込んで税制を考えるということが、先ほど佐藤委員や大田特別委員からもありましたが、住宅や省エネについては、新しい住宅をつくることも大事ですが、廃屋への対策も必要なため、システム全体として考えていけるように今後に向けて議論が深められればと思います。

○神野会長代理

辻委員、お願いします。

〇辻委員

納税環境整備について二点申し上げます。

今の方向で国・地方が一体となってともかくDXをしっかり図っていくことに賛成です。今よりもさらに利便性・実効性を上げていくことを考えたときに、現時点でも全ての税目を対象にシステムを組まれることになっているのですが、それ以上に社会保障関係の給付金、この公金を税金と一緒にしっかり扱えるかどうかというのが非常に重要なことだと思いますので、ぜひ射程に乗せてしっかりやってほしいということ。

また、全般的にデジタル化を図っていくことが重要になりますので、通知関係もしっかり電子通知できるようなシステムも併せてつくっていくということ。

この二つが税制を考える上でも重要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思

います。

○神野会長代理

赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

皆さんの御意見と私が思っていたことは近いので、まずはこれら税制全てについて 検証をしっかりやるということは強く伝えたいと思います。

また、大田特別委員からもありましたが、政策税制のような形で、特にいろいろな税制で税額控除等も行われていますが、実際にそれでどのぐらいの税額の規模になるのかという検証。また、実際にもうかっている企業も多いわけですから、そこから税収を上げて回すというような、税制がニュートラルの形でそういう政策を行うこと。持続可能性のためにはそういう視点も必要だと思います。これは今後環境の問題に関しても、プッシュするところはもちろんプッシュすればいいと思いますが、税が出動するわけですから、その分をどこかで賄って、さらに企業や社会の体質を税で変えていくためには、取るところから取って、補助をするところには補助をするようなシステムづくりが大事だと思います。

○神野会長代理

沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

住宅ローン控除の見直しはずっと続いている話ですが、今回、カーボンニュートラルの実現に向けた措置として省エネ性能等の高い認定住宅にかなり舵を切ったところは評価できるものの、依然としてその他の住宅ということで、こういった基準を満たしていないところにもこの控除の仕組みが残っています。もうそろそろ、これだけ空き家も増えていて、先ほど廃屋という話もありましたが、住宅政策全体の中で住宅ローン控除も含めた税制をどのように考えていくのかというところから、抜本的な検討をしていくことが必要ではないかと思います。

○神野会長代理

どうもありがとうございました。細かい点で税制改正について御質問がある方がいらっしゃれば、個別に事務局にお問い合わせいただければ、対応させていただくので、よろしくお願いいたします。

最後に、今後の税制調査会の進め方について、中里会長とも御相談させていただいた上で、中里会長に代わって私から、御説明させていただきたいと思っております。

御議論の中でも出てまいりましたが、現在の委員の皆様方の任期が令和5年1月をもって任期切れになりますので、今後、税制調査会としての中期答申の取りまとめに向けて、幅広い税目について審議をしていくことになります。それを前提にして、次回以降しばらくの間、そうした審議の基礎となるような事柄について、しっかりと理解を深めることが重要ではないかと考えております。

このような観点から、岸田総理から頂戴した諮問を念頭に置きながら、経済社会の構造変化等について、有識者の皆様方へのヒアリングを行い、理解を深めていくことができればと考えております。あわせて、租税の基本的な原則などの総論的な議論も併せて行いながら検討していきたいと考えております。

また、前回までの総会などでの議論を勘案すると、諸外国における働き方の多様化やデジタル化等の経済社会の構造変化と、さらにコロナパンデミックの影響等を踏まえながら、税制や税務行政についてどのような動向が海外で見られるかということについて、今年の春以降を念頭に調査を行ってみたいと考えております。

海外調査の手法については、皆さん御承知のようなコロナ感染状況でございますので、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応できるよう、出張に限定せずオンラインやメール等を活用した方法も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

海外調査を担当していただくメンバー等については、中里会長と私に一任していただければと考えておりますので、御了解いただければと思っております。

このような今後の進め方について、御了承いただければ幸いに存じますが、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○神野会長代理

特に御異論がなければ、今言ったような方向で運営させていただきます。

次の総会については、決まり次第、事務局から御連絡いたします。

また、本日の会議内容については、この後、私の方から記者会見を開いて御紹介させていただきたいと考えております。

本日は、新型コロナウイルス感染症が激しくなる中、御多用のみぎりを御参加いた だきありがとうございました。

[閉会]